

## 建築設計業務設計者選定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、まちづくり局施設整備部が発注する建築設計業務(以下「当該業務」という。)の目的及び内容等の具体化に最も適した設計者を選ぶための手続きについて必要な事項を定め、もって良質な市有施設の整備に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 選定 複数の提案者又は技術提案等に関する提案書(以下「技術提案書」という。)の中から適切なものを選ぶことをいう。
- (2) 特定 提出された技術提案書により、最も適切な提案者を決定することをいう。
- (3) 指名競争入札方式 まちづくり局委託等業務審査委員会(平成19年4月1日19川ま庶第30号。以下「委託審査委員会」という。)において、当該業務に適した複数の設計候補者を指名し、競争入札により設計者を特定する方式
- (4) プロポーザル方式 当該業務の設計者を特定する場合において、一定の条件を満たすものを公募または指名選定し、当該委託に係る実施体制、実施方針及び技術提案書の提出を受け、必要に応じてヒアリングを実施した上で、技術提案書の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した創造力、技術力及び経験等を持つものを特定する方式をいう。
- (5) 設計コンペ方式 提出された具体的な設計案を審査し、設計者を特定する方式をいう。
- (6) 特命方式 委託審査委員会において、設計者の創造性、技術力及び経験等を考慮した上で、当該業務の内容に応じて最も適した設計者を特定する方式をいう。
- (7) 公募型 プロポーザル方式等の実施について公表して参加者を募り、申込業者のうち、選定条件に適合するものを絞り込むなどし、提案者を求める方式をいう。
- (8) 指名型 競争入札参加資格登録業者等から定めた選定条件に基づき、プロポーザル方式等の提案者を絞り込んで指名し提案を求める方式をいう。

### (設計者選定方式)

第3条 第1条に定める当該業務の設計者を選定する場合は、前条第3号から第6号に定める方式のうちいずれかの方式により行うものとする。

2 前項に規定するプロポーザル方式を行う場合は当該業務が、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする場合
- (2) アイデア、デザイン、技術力、専門的な技術力等が求められ、設計者の資質により当該業務の成果に大きな差異が生じると懸念される場合
- (3) 発注仕様を定めることが困難な場合など、標準的な業務の実施手続きが定められていない場合
- (4) その他、発注者が必要とする場合

3 設計コンペ方式は、当該業務が、建築物に文化性、記念性、象徴性及び芸術性等を特に求められる場合において適用する。

(設計者選定方式の選択)

第4条 設計者選定方式は、当該業務の目的及び内容等を総合的に勘案の上、まちづくり局施設整備部長が選択する。

(プロポーザル方式又は設計コンペ方式による設計者の選定及び特定)

第5条 プロポーザル方式及び設計コンペ方式による設計者の選定及び特定は、第3条の規定によるほか、別に定めるものとする。

(設計者の指名基準)

第6条 指名競争入札方式、指名型プロポーザル方式及び指名型設計コンペ方式における設計者の指名基準は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- (1) 川崎市競争入札参加者選定規程(昭和50年川崎市訓令第7号)第6条の規定に基づく当該年度の川崎市競争入札参加資格業者
- (2) 本市又は他官庁における同種の業務等についての実績
- (3) 資力及び信用状況
- (4) 地理的条件
- (5) その他指名に必要な事項

(指名設計者数)

第7条 指名競争入札方式、指名型プロポーザル方式及び指名型設計コンペ方式において指名する設計者数は、原則として「まちづくり局委託等業務審査委員会指名業者選定等指針」(平成20年3月27日19川ま庶第1101号)に準じるものとする。

附則

- 1 技術提案による設計事務所選定要綱(平成4年10月1日最終改正)は、この要綱

の施行日に廃止する。

2 この要綱は、平成11年12月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。